

中部教育事務所だより

発行所 群馬県教育委員会事務局
中部教育事務所
発行人 松本 昭彦
発行日 平成23年 3月 1日
〒371-0051 前橋市上細井町2142-1
(027)232-6511

学級で育てる言葉

中部教育事務所長 松本 昭彦



最近、渡部陽一さんが人気である。帽子をかぶった風貌とまったりとした話し方が印象的な男性といえば、多くの方がご存じだろう。その温厚な言動から、彼が世界各地の戦場で命をかけた取材をしてきた戦場カメラマンであることを感じることは難しい。

しかし、彼の撮った写真からは、戦場に暮らす人々の安息や緊張、悲しみ、あきらめなどが、圧倒的な迫力で迫ってくる。ある一瞬を切り取っただけの写真なのに、そこには明らかに人々の感情があり、人生が写っている。その言動につい笑ってしまうが、確かに、彼はいつも真摯で、言葉は示唆に富んでいる。見かけがすべてではないのだ。

人は視覚から情報の7～8割を得ていると言われる。それだけに目にうつる映像に惑わされやすいが、多くの場合、映像は言葉と結びついて、我々に響いてくる。気持ちを揺さぶり心が高ぶることもあれば、理知的に納得し腑に落ちる場合もある。

わが趣味のグラス集めでも、旅行の記念などに購入したグラスを手にとると、楽しいこと、愉快的なこと、悲しいこと・・・、時々感情は様々な言葉とともによみがえってくる。大好きなサン・ルイのグラスなどは本当におしゃべりだ。人間の感情や理性は、言葉によってその輪郭が明確になるのだと思う。

言葉といえば、近頃は携帯メール全盛時代だ。キラキラの絵文字と単語の羅列・・・立派な日本語とは呼べないかもしれないが、メールはもはや一つの文化である。気軽に時間を選ばないメールは確かに便利だし、相手の顔を見なくて済むから気楽でもある。だが、情報交換の手段として、メールは難しい。自分の稚拙な文章力では十分に真意が伝えられないからかもしれないが、そこに相手があり、短文で何かを伝えたいとなると、とたんに難易度を増す。かえって時間もかかる。直接、相手の表情や反応を見ながら話をするほうが、よほど気楽である。

そんな自分だからか、時に派手な絵文字を多用するメールの裏側にある子どもたちの不安を感じるこ

とがある。短文のメールでは伝わらないかもしれないという不安の象徴が、例のキラキラ絵文字なのではないか。「気持ちは伝えたいが、文字だけでは不十分」と思っている子どもたちにとって、絵文字はメール上での表情であり、声なのだ。

近年、教育界では言葉の大切さが見直され、話し合う、説明する、考察するなど、様々な「言語活動の充実」が求められている。すでに多くの学校では、校内研修を中核として、言語活動に関する様々な取組が進められ、成果を上げていただいている。

言うまでもなく、伝えたい思いがあってこそその言語活動である。絵文字に込められた子どもたちの思いは、言葉にすることで昇華し、やがて一つのまとまった情景となっていく。言語活動を充実させるには、思いや考えを言葉に置き換えていく経験を数多くさせることが大切だ。

そのために、言語に関する知識や技能の学習は、避けては通れない課題であろうし、板書などを含めた授業はもちろん、様々な配布物、掲示物、ポスター、教師の言葉遣いや校内放送に至るまで、言葉を大切に作る環境づくりも欠かせない。

ただ、人にとって、最も悲しいことは思いが届かないこと、無視されることである。思いを受け止めてくれる友達や教師がいること、安心して自分の思いを言葉にできる場があることが、「言語活動の充実」の大前提なのだ。そして、子どもたちが最も安心して身をおける場所、それが「学級」である。

群馬県では少人数クラスプロジェクトにより、学級、学習集団の少人数化を進めている。各学級などできめ細かく子どもたちをケアし、学習も生活もより充実させるためだ。言葉は学習活動だけでなく、論理的な思考力や良好な人間関係、豊かな感性や情緒の基盤である。言葉を育てることは、子どもたちの感情や理性、人間性を育てることだと思う。

言葉は学級づくりのタネであり、学級は豊かな言葉の苗床である。子どもたちの言語活動は、すばらしい学級があってこそ本当の意味で豊かになっていく。やさしい言葉はやさしい学級で育つのだ。すべての学級に豊かな言葉があふれ、子どもたちの笑顔でいっぱいになってほしいと心から願っている。

【学校教育係 指導担当】

事務所主催の研修会

管内小・中学校初任者研修（前橋市を除く）

【第1回】
[期日] 平成22年7月23日(金)
[会場] 群馬県前橋合同庁舎
[内容] 所長講話、生徒指導・特別支援教育等についての講義と演習、協議

【第2回】
[期日] 平成22年9月14日(火)
[会場] ぐんま昆虫の森
[内容] 学習指導・学級経営についての講義、自然体験活動

【第3回】
[期日] 平成23年2月8日(火)
[会場] 伊勢崎市立南幼稚園 伊勢崎市立茂呂幼稚園
伊勢崎市立赤城幼稚園 伊勢崎市立北橋幼稚園
玉村町立南幼稚園
[内容] 園長講話、保育参観・参加、懇談

初任研（第2回）



10年目研（第2回）

管内小・中学校10年目経験者研修（前橋市を除く）

【第1回】
[期日] 平成22年8月4日(水)
[会場] 群馬県前橋合同庁舎
[内容] 所長講話、生徒指導・特別支援教育等についての講義と演習

【第2回】
[期日] 平成22年10月20日(水)
[会場] 群馬県前橋合同庁舎
[内容] 学校組織マネジメントについての講義と演習

中部地区特別支援教育コーディネーター研修会

[期日] 平成22年7月26日(月)
[会場] 群馬県社会福祉総合センター
[内容] 講演：群馬大学 霜田 浩信准教授、班別協議

中部地区特別支援教育推進研修会

[期日] 平成22年7月26日(月)
[会場] 群馬県社会福祉総合センター
[内容] 講演：東京福祉大学大学院 是枝 喜代治教授

中部地区特別支援連携協議会（就学指導連絡協議会）

[期日] 平成22年9月15日(水)
[会場] 群馬県前橋合同庁舎
[内容] 実践発表：吉岡町教育委員会 須藤 昭利補佐、協議

新規採用養護教員研修

[期日] 平成22年6月23日(水)
[会場] 渋川市立橋小学校
[内容] 校長講話、講義、協議、学校保健委員会参観

養護教員10年目経験者研修

[期日] 平成22年11月10日(水)
[会場] 伊勢崎市立名和小学校
[内容] 校長講話、講義、授業参観・授業研究会、協議

臨時的任用教員及び非常勤講師研修会

[期日] 第1回：平成22年5月12日(水)
第2回：平成22年5月19日(水)
第3回：平成22年6月2日(水)
[会場] 群馬県前橋合同庁舎
[内容] 説明、講義、演習

わかばプラン非常勤講師等研修会

[期日] 第1回：平成22年4月21日(水)、22日(木)
第2回：平成22年9月8日(水)
[会場] 群馬県前橋合同庁舎
伊勢崎市立第三中学校 渋川市立渋川北中学校
[内容] 講義、説明、研究授業・授業研究会、班別協議

地区別人権教育研究協議会（前橋市を除く）

[期日] 平成22年11月11日(木)
[会場] 玉村町立中央小学校 吉岡町立吉岡中学校
[内容] 全体会、研究授業・授業研究会

青少年赤十字中部地区連絡協議会

[期日] 平成22年7月9日(金)
[会場] 群馬県地域防災センター
[内容] 協議、実践発表：渋川市立橋小学校 野村 直司校長

小学校生徒指導主任研修会（新規事業）

5月26日(水)、群馬県前橋合同庁舎において、管内から小学校の生徒指導主任の先生方99名に参加いただき、管内小学校生徒指導主任研修会を開催しました。

本研修は、講義や演習を通して、自校における生徒指導の推進及び充実を図り、児童の健全育成に役立てることをねらいに実施しました。

まず、事務所の生徒指導担当指導主事より「小学校における生徒指導の推進」というテーマで、管内における問題行動・不登校・いじめの現状についての報告や校内研修を生かした生徒指導体制づくり、スクールカウンセラー・外部機関・外部講師の活用等の講義を行いました。

続いて「校内研修を核とした生徒指導の推進について」というテーマで、受講者の希望を基に(A)～(D)の4班に分かれ、班別演習を行いました。

- (A)事例研究を通じた問題行動への対処の仕方
(B)いじめ問題に関する自己点検や共通理解の方法
(C)万引防止・情報モラル等、非行防止教室の企画・構想
(D)不登校児童へのかかわり方（グループワーク）

どの班も自校の生徒指導の課題を踏まえ、熱心に協議を行っていました。研修後の感想では、「いろいろな考え方、方針が出され、よい情報交換、よい研修ができた」「多面的な視点で協議ができ、方策が広がった」「自校での研修を生かしていきたい」等の意見が出され、生徒指導主任として、更なる意識の高まりが感じられました。

中部管内においては、今年度、小学校での問題行動やいじめ問題の発生件数が増加傾向にあります。

このような状況を踏まえ、生徒指導においては、全教職員が役割を決めて連携を強化し、児童理解・対応策の方法等の共通理解を図り、組織的な対応を行うことがますます重要となります。また、未然防止、啓発等の積極的な生徒指導についても十分に行う必要があります。

本研修会の講義や演習を生かし、校内研修での情報交換や事例研究を通して、各学校における生徒指導の一層の推進をお願いします。



班別演習（グループワーク）

県・文部科学省研究指定校の発表会

確かな学力の育成に係る実践的調査研究事業

[期日] 平成22年11月2日(火)、12日(金)、16日(火)
[会場] 渋川市立伊香保小学校 渋川市立赤城南中学校
渋川市立三原田小学校
[内容] 全体会、研究授業・授業研究会

【生涯学習係】

学校、家庭及び地域との連携協力

P T A指導者研修会

7月3日(土)、P T A活動の充実と指導者としての資質の向上を図ることを目的に、中部教育事務所管内の幼・小・中・中等教育・特別支援学校のP T A役員等を対象として、P T A指導者研修会を開催しました。

事例発表では、昨年度、優良P T A文部科学大臣表彰を受賞した吉岡町立明治小学校P T A会長の小林直樹様より、同校が40年以上に渡り取り組んでいるベルマーク収集や父親組織の「じらんぼクラブ」の活動などについて詳しく紹介していただきました。

講演では、N P O法人ハートフルコミュニケーション代表理事の菅原裕子様より、子どもの自立をサポートするには「愛すること」「責任」「人の役に立つ喜び」の3つの力が大切なことを、参加者同士のロールプレイなども交えて分かりやすく説明していただきました。

事例発表と講演を通して、P T A活動における親の役割の大切さを再認識できる研修会となりました。



【明治小P T Aの事例発表】

学校支援センターコーディネーター等研修

7月22日(木)、群馬県生涯学習センター多目的ホールにおいて、学校支援センターコーディネーター等研修を開催しました。

活動の一層の充実を目指して、各学校の学校支援センターの中核である教頭先生または地域連携担当教諭、コーディネーター等を対象に、N P O法人スクールアドバイスネットワーク理事長の生重幸恵様による講演と玉村町立芝根小学校、前橋市学校支援地域本部事業の事例発表を行いました。講演では、東京都における活動例を基に、学校・家庭・地域の協働の仕方やコーディネーターの役割、活動の在り方について具体的な説明を受けました。二つの事例発表では、学校支援センターに関する規約や組織図が示されたり、具体的な活動の様子が写真で示されたりするなど、今後の各学校における活動に役立つ資料提示と情報提供がなされました。



【生重先生による講演】

各学校における学校支援センターの運営について組織的に見直し、さらに充実させるための研修会となりました。

人権教育指導者研修会

11月11日(木)、玉村町立中央小学校において、人権教育指導者研修会を開催しました。

本年度は、中部管内で初めての試みとして、社会教育関係者の方々に、実際の学校現場での人権教育に関する授業を参観していただきました。

意見交換会では、学校での取組を知ることができ大変参考になったという感想等が多く出され、今後の人権教育における地域と学校の連携に役立てることができました。

中部ブロック青少年育成推進研修会

11月13日(土)、群馬県生涯学習センターで中部ブロック青少年育成推進研修会を開催しました。

今回は青少年の薬物問題を取り上げ、薬物関係のDVDを視聴しました。また、ビッグ・ラブ・クルースタッフ久保田雅人様に「青少年の薬物乱用と依存について」の講演、群馬県警察本部少年育成センター 調査官荒井 光様に「少年非行の現状について」の事例発表をしていただきました。これらの発表を通して、参加者の皆さんが、薬物問題の深刻さを理解するとともに、家庭・学校・地域それぞれの対応のあり方について理解を深めることができました。

おめでとうございます

各種表彰で受賞された方々をご紹介します。

優良公民館表彰	
前橋市中央公民館(文部科学大臣表彰)	伊勢崎市三郷公民館(群馬県教育委員会表彰)
優良P T A群馬県教育委員会表彰	
前橋市立上川淵小学校P T A	伊勢崎市立名和小学校P T A
前橋市立まえばし幼稚園P T A	
第32回少年の主張中部地区大会：最優秀賞	
三和菜由佳(前橋箱田中)	多賀谷ともみ(伊勢崎四中)
三原麻実子(渋川中)	牧 芽来美(渋川子持中)
第32回少年の主張群馬県大会：受賞結果	
牧 芽来美 (渋川子持中)	最優秀賞
【関東甲信越静ブロック大会出場】	
多賀谷ともみ(伊勢崎四中)	優秀賞



【少年の主張中部地区大会 8月7日(土)】

【学校教育係 人事担当】

平成22年度に改正された条例・規則等について、その内容の一部を紹介いたします。

1 「群馬県市町村立学校職員（県費負担教職員）の勤務時間、休暇等に関する取扱いについて」の一部改正

- ・ 1日の勤務時間が7時間45分になることに伴う改正を行いました。
- ・ 学校運営に関する特定の業務に「1日で行われる旅行・校外学習」を加えました。
- ・ 年次有給休暇について、1日に満たない端数（時間及び分）を繰り越すことができるようにし、半日の休暇の単位を削除しました。
- ・ 看護休暇の付与日数について、一部を改めました。
- ・ 看護休暇について、欠員地公臨に加え、1回の任用が12ヶ月にかかる臨時的任用教職員においても、正規教職員と同様の扱いとしました。

2 「群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び規則」の一部改正

- ・ 短期介護休暇5日（2人以上は10日）を取得することが可能になりました。
（対象：負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話をする学校職員）
（要介護者：配偶者、父、母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹）
- ・ 3歳までの子を養育する学校職員は、請求すれば、所定外（時間外）労働が免除されるようになりました。

3 「職員の育児休業等に関する条例及び規則」の一部改正

- ・ 父母がともに育児休業を取得することが可能になりました。
- ・ 子の出生後から57日以内（産後の8週以内）に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得することが可能になりました。

4 「臨時的任用教職員の病気休暇の付与について」の一部改正

- ・ 任用期間に応じた病気休暇の日数を改めました。
（3月まで2日、6月まで4日、9月まで6日、9月を超え1年未満8日）
- ・ 時間を単位として病気休暇を取得した場合は、7時間45分をもって1日とすることに改めました。

5 「中学校第一学年生活充実支援非常勤講師の設置運営について」の一部改正

- ・ 配置基準に「3学級で33人以上の学級を有する学校（学年）」が加わりました。
- ・ 勤務時間を「7時間45分」に改めました。

【総務係】

1 平成22年度給与改定について

平成22年度の給与改定は、人事委員会勧告等に基づき、公民較差 0.27%是正のため給料表の引下げ（若年層を除く）を行うとともに次の改定も行いました。（H22.12.1）

- (1)55歳を超える職員(教育職給料表4級及び事務職給料表6級以上の者) 給料月額及び管理職手当を一定率(1.3%)減額
- (2)期末・勤勉手当支給率の引下げ(H22.12.1)
年間4.15月 3.95月(0.20月)
- (3)住居手当
自宅に係る住居手当を廃止(経過措置あり)
- (4)義務教育等教員特別手当の引下げ(H23.1.1)
- (5)給料の調整額の引下げ(特別支援学校等)
(H23.1.1)
- (6)通勤手当の改定(H23.4.1)
四輪車使用者の遠距離加算額を改定

2 諸手当の届出について

次の手当について、該当となった場合、又は該当でなくなった場合には、速やかに給与事務担当者に報告してください。

- (1)扶養手当
 - ・ 新たに扶養親族としての要件が揃った場合
 - ・ 扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (2)住居手当
 - ・ 新たに、住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている場合
 - ・ 所有する住宅に居住し、世帯主である場合
（「世帯主」とはその同一世帯の中で収入が最も多い者をいう）
- (3)通勤手当
 - ・ 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は負担する運賃等の額に変更した場合、新たな道路が開通した場合

3 旅費の執行について

旅行命令については、予算上旅費の支出が可能な場合に限り、旅行命令を発することができます。旅行命令の前に必ず予算の確認をお願いします。

4 直通電話のご利用について

各係への連絡は直通電話をご利用ください。

総務係	027-232-6607
学校教育係(人事担当)	027-232-6416
" (指導担当)	027-232-6454
生涯学習係	027-232-6512
代表電話	027-232-6511
F A X	027-232-4586